

## 宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和3年2月5日（金）  
午前10時から審議終了まで  
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) ダイレックス門川店の新設に係る届出について
- (2) (仮称) マルイチーの宮店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和2年度 第5回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和3年2月5日(金)  
午前10時から午前11時15分まで

出 席 金谷会長、黒木委員、嶋本委員、  
関戸委員、小島委員、高橋委員  
相馬委員

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) ダイレックス門川店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 門川町からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 | 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

相馬委員 | 届出書25ページに屋外照明の点灯時間が日没～夜明けまでと記載があるが、一晩中ずっとつけないといけない理由はあるのか。防犯上何か特別な理由があるか。特別な理由がなければ省エネ、光害を考えると閉店したら消して頂きたいと思う。

事務局 | 点灯の理由を確認し、ご意見については設置者側へお伝えしたいと思います。

金谷会長 | 届出資料7-2の動線計画について、トラックが荷さばき施設に入る動線をみると、来客の駐車場の利用との兼ね合い上、厳しいのではないか。

事務局 | 資料7-1が4t車、7-2が10t車の動線を示しており、10t車については、開店前で車両が一台も停まっていない午前6時～午前7時の間しか出入りしないということである。

金谷会長 | 資料12ページに記載している通りですね。

事務局 | はい。

黒木委員 | 騒音評価地点のA地点について、店舗に近接しているため、騒音が夜間少しうるさいのではないかという気がするが、苦情等が出ていないか。

事務局 | 現在苦情が出ているという話は聞いていないが、今後苦情等が出された場合は設置者側が対応するという事で届出が出されている。

高橋委員 | 地元説明会の質疑で説明のあった店舗新設日について、開店日を早めることは手続上可能

か。

事務局 法令上届出日から8ヶ月という制限があるが、当該審議会の答申を受けて、県が設置者へ意見なしの通知を行えばこの制限は解除されるため、県の通知後はオープンは可能である。ただし、まだ工事中であるのですぐにオープンとはならないであろうと思われる。

小島委員 緑化について、門川町の景観計画では高さが10m以上でない対象とならないようであるが、店舗が大きいので緑化について考慮をお願いしたい。

事務局 ご意見についてはコンサルタントを通じて、事業者側へ引き続きお伝えしていきます。

小島委員 津波浸水地域に建設される店舗である。具体的な対策はあるか。ハザードマップを確認したが、津波が高くなる地域であるようである。店舗がこんな対策をしているというような事例がわかるかと思う。

事務局 確かにこの店舗は海が近く、また、海側が入り組んでいる立地であるので、事業者としても南海トラフ地震は必ず起こると言われている中で意識はされていると考えている。大店立地法において、どこまで報告等を求めることができるかという部分はあるが、意見として伝えていきたい。

小島委員 具体的な対策の事例が共有ができれば他の店舗も真似しやすいと思われるので、よろしくをお願いします。

事務局 はい。

金谷会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。  
ありがとうございました。

(2) (仮称) マルイチーの宮店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 宮崎市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 | 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

- 関戸委員 計画地について、以前はここは何があったか。隔地駐車場のラーメン店の営業時間はどうなっているか。
- 事務局 以前は敷地の南側はパチンコ店であり、隔地駐車場は以前も駐車場であった。ラーメン店の終了時刻は20時までとなっている。
- 黒木委員 隔地駐車場の22時以降利用規制の部分について、22時以降全く走らないということか。出入口②の方へ動くということか。利用規制部分に22時に停まっている車はどうなるのか。
- 事務局 22時以降、出入口③、④は閉鎖する。出入口②は引き続き使用し、退店車両はそちらへ誘導する。22時になってから停車している車両を動かすというよりは、22時以降は当該部分における停車や走行がないように規制していく。22時になる前から駐車場の利用制限について店内等でアナウンスすることで車を早めに動かしてもらい、利用を制限していく対応になると思う。
- 嶋本委員 以前、パチンコ店であった時から出入口④の位置の変更はあるか。
- 事務局 出入口④は変化なし。隔地駐車場については形状等変えていない。
- 嶋本委員 別紙の来退店経路図をみると店舗西側の道が狭いので、安全上問題があるのではないか。例えば北側から来た車を出入口②から誘導する等したら安全性は高まるのではないか。
- 事務局 店舗東側の県道はセンターポールがあるため、南進してきた車両は右折ができず、出入口②から入る場合かなり大回りになってしまうので、細い道を通らざるをえない。立地上難しい部分である。以前のパチンコ店とスーパーの違いでどのように人の出入りが変わってくるかというところはあるが、住民説明会でも西側の交通事故が気になると挙がったので、注意喚起を図ることは重要になってくる。
- 関戸委員 特に今までも問題がなければ構わないが、入店ルートとしては、北側から来た車両は右折して入ってくることはできないので、市道一の宮4号線側から回って入ってくるということか。出入口①、②からは入れるか。
- 事務局 センターポールがあるため、県道については出入口①、②はどちらも右折で入ることはできない。
- 金谷会長 センターポールの位置は図面資料の表記上の場所のみか。
- 事務局 表記上の場所及び交差点近くまで伸びている。
- 小島委員 2階の荷さばき施設は、夜間使用しないことになっているが運用上支障はないか。
- 事務局 荷捌き施設に関しては、22時以降使用しない。騒音に配慮しての運用と思われる。
- 小島委員 出入口の停止線の位置がぎりぎりのように見えるので、安全上大丈夫かなと思う。駐車場出入口の箇所をわかりやすくし、余裕をもって停止できるようにしたり、入出庫ランプをつけるなど歩行者へ配慮してほしい。
- 事務局 出入口であることを案内する看板が設置されることになっているが、案内ランプが設置さ

- れるかどうかは不明である。
- 小島委員 難しいと思うが停止線を後退させるなど余裕を持って停止できるよう、また、人が来たときに注意喚起できるような対策が必要なのでは無いか。
- 事務局 停止線の位置については、県警と情報を共有し、どのような方法が効果があるかについて確認して、店舗側へお伝えしたい。
- 高橋委員 留意事項に道路法24条の承認工事についてとあるが、こういった場合が想定されるか。
- 事務局 道路構造物に手を入れる場合とは、例えば出入口の切り下げ位置の変更などがある場合、道路管理者に届出をすることになっている。
- 関戸委員 廃棄物保管施設を2階にしたのはなぜか。1階に場所がなく設置できなかったためか。
- 事務局 1階の敷地北東側に設置した場合、回収のために車両が何度も市道一の宮2号線から出入りしなければならなくなる。市道が狭く店舗利用の歩行者もあるため、なるべく車両を通さないように、2階にまとめていると考えられる。
- 嶋本委員 駐車場①が19台、駐車場②が42台と2階の駐車場の方が駐車台数が少なく、位置も2階であるので、空いているか分からず、2階駐車場へ上がって満車であれば移動しなければならない。例えば、駐車場の満空情報を提供する等考えられているか。
- 事務局 その情報については未確認であった。そういった場合も考えられるので、店舗側へ考えて頂くようお願いしたい。有料道路のある南側からの来店はどちらかというところと少なく、北側からの来客車両が予想されるので1階の駐車場を利用される場合が多いのではないかと想定している。また、繁忙期は出入口に交通整理員が立つということである。
- 小島委員 住民説明会が10月に行われているようだが、その時に工事の騒音対策で基礎杭を減らす工法などの説明がされていたが、この時点で杭を減らすなどの対策が建築基準法の関係からできるのか。
- 事務局 住民からの意見を受けて工法を改善するというよりは、騒音対策に基づいてこのような工事をしますと言うことを改めて説明されたという理解である。
- 小島委員 先ほどの店舗と同じく津波対策が具体的にあればよいと考える。
- 事務局 はい。
- 金谷会長 他に何か意見、質問等はないか。
- 意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。
- 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
- それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
- 関戸委員 宮崎市からの廃棄物に関する留意事項について、日曜日及び祝祭日は廃棄物を受け入れできないというのはどういうことか。これまでの届出でも週7日運搬する計画のものがあった

ように思う。

事務局 宮崎市の廃棄物関係の担当課からの留意事項であるので、詳細を宮崎市へ確認しておく。

嶋本委員 交通安全に関して、工事関係車両のことは書かれているが、来客車両の安全対策は留意事項のどこに書かれているか、狭い道路の交通量が増えるので安全対策を入れた方がいいのではないかと。

事務局 西側の道路交通量が多くなることの安全対策については、事務局で内容を検討し、会長へご了解いただいた上で追加してよろしいかと。

(異議なし。)

金谷会長 それでは、審議会の意見としては意見なしで答申し、留意事項については事務局と調整の後、追加することとする。  
ありがとうございました。

---

## 5 閉会